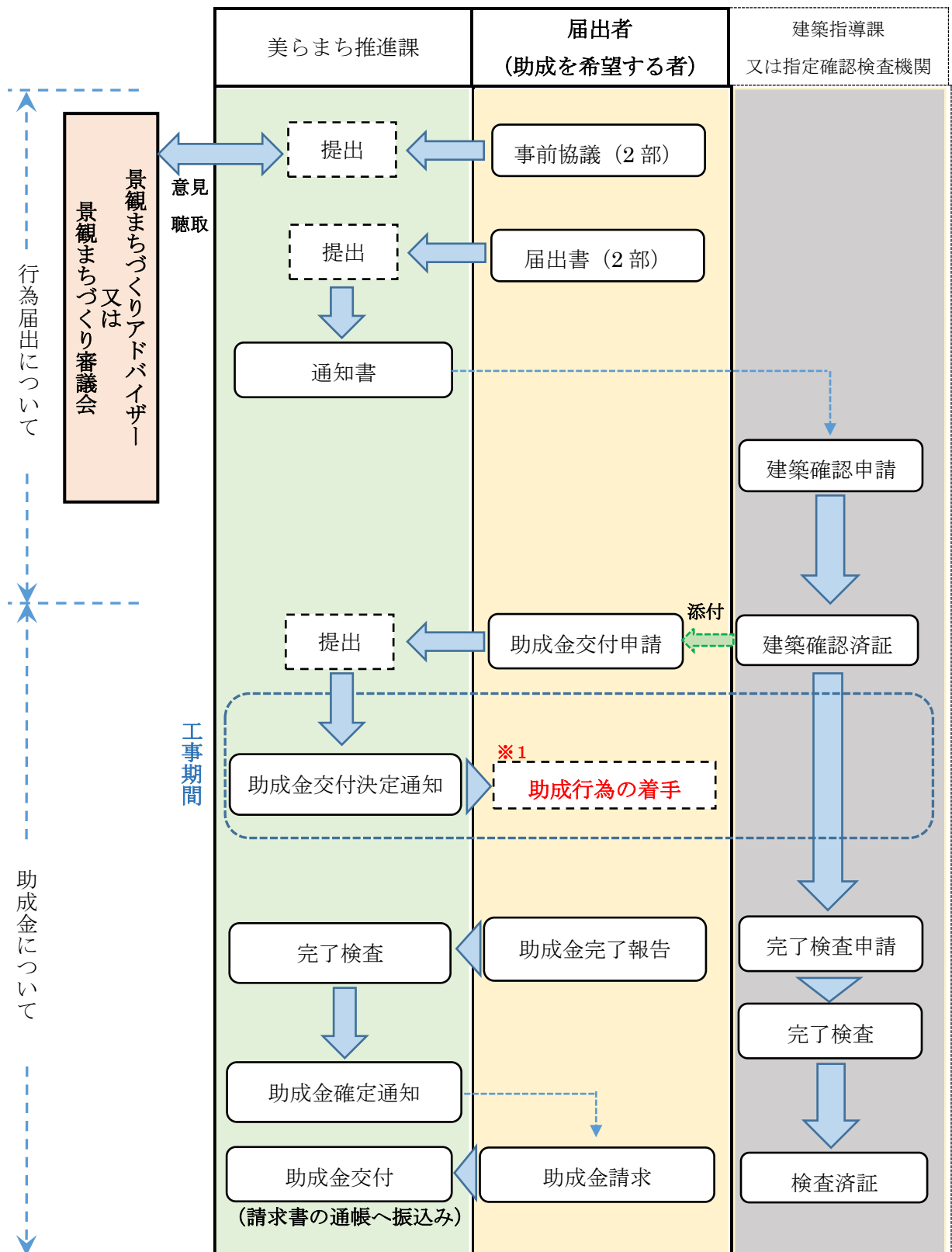


仲間重点地区における届出及び助成金交付手続きについて



※1 交付決定通知前に着手したものは助成対象外となりますのでご注意ください。

※2 助成金の交付を受けて整備された建物等の所有者等は、当該建物等の保守及び保全に努めるものとする。(浦添市景観まちづくり重点地区等助成金交付規定第15条第1項)

※3 交付決定後、申請内容の変更又は中止が発生した場合は、変更又は中止の申請が必要ですので、美らまち推進課までお問い合わせください。(同規定第8条)